



基盤整備促進事業 庄下東部2期地区 庄下4号排水路第1工区整備工事



ご挨拶

理事長 吉田 孝夫

樹々の緑が深くなりました。組合員の皆様には、日頃より砺波市土地改良区の運営並びに農業農村整備事業の推進にご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、国の土地改良長期計画では担い手への農地集積・集約化率、スマート農業の実装地区の割合を8割以上と定め、砺波市に於いても県営農地整備事業を通じ、担い手の集積率は76%に達していますが、一方で課題も出てきました。

近年のコロナ禍により、米の相対取引価格が17%も下落し、経営体の収支状況が悪化して、地代を見直す動きが目立っています。

農業の成長産業化には、集積農地に展開するスマート農業と、生産基盤を維持確保する土地改良が欠かせません。生産活動と土地改良は言わば車の両輪です。

規模拡大や生産コストの削減には、ほ場の大区画化と汎用化、水利施設のストックマネジメント等の着実な実行に尽きるのですが、当然これら投資には自己負担が付いてまいります。

現下の経営体の力量を踏まえ、経営改善指導の強化を図ると共に、更なる農家負担軽減を要請しつつ、土地

改良の整備によって農業経営の規模拡大が成し得ることをしっかりアナウンスしていく必要があります。

次に、国の今年度農業農村整備事業予算は、3年度補正を含め6,300億と、前年度同額を維持しています。引き続き、国営附帯県営農地防災事業庄川左岸地区は令和5年度完了を目指し、県営農地整備事業については、継続の種田、五鹿屋花島・鹿島地区に加え、新規・柳瀬地区が本年度着工し、国のガイドラインに基づき砺波市の予算措置も頂いております。

今後とも地域の実情に対応し、団体営事業等につきましても最善を尽くしますので、引き続き皆様のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

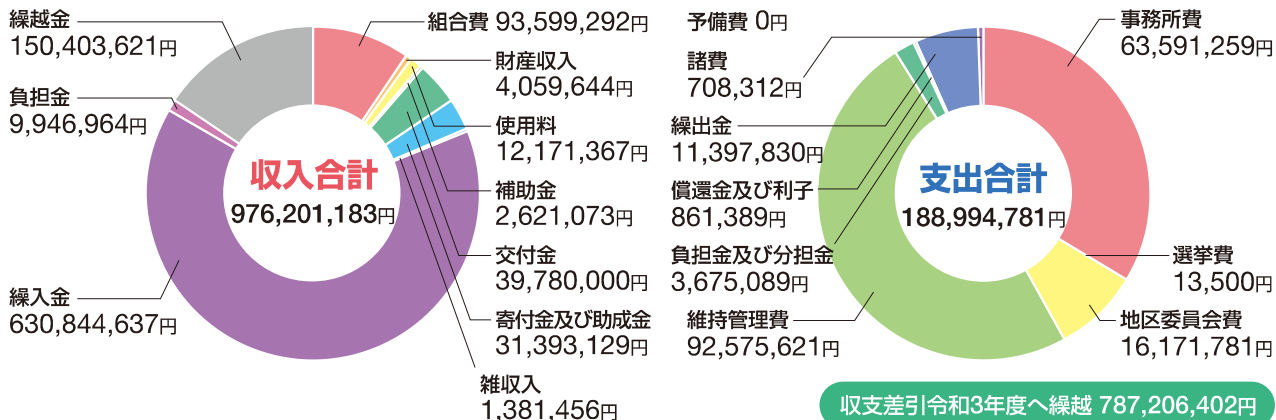
目次

■ ご挨拶	P 1
■ 令和2年度財務状況の公表	P 2
■ 臨時総代会／施工工事の紹介	P 3
■ 令和4年度予算／賦課金納入／ 県営農地整備事業 南般若地区 完工式	P 4
■ 通常総代会／役員退任功労者表彰／ 新規事業県営農地整備事業 柳瀬地区	P 5
■ お願い／標語受賞	P 6

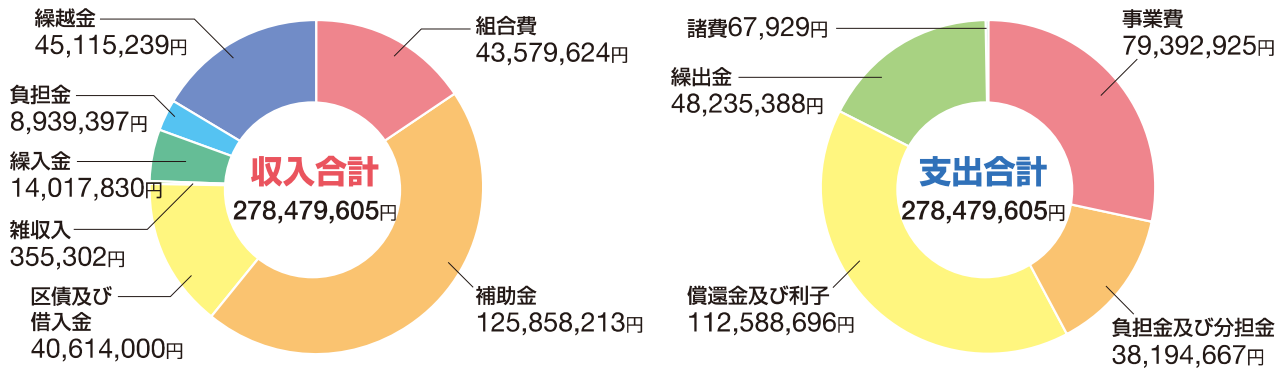
令和2年度財務状況の公表

(令和3年5月31日調製)

一般会計収支決算



特別会計土地改良事業収支決算



令和2年度 特別会計収支決算

(単位：円)

会計名	収入額（繰越金を含む）	支出額	令和3年度への繰越額
農地転用決済金	37,204,152	37,204,152	0
基本財産積立金	161,680,161	161,680,161	0
地区委員会運営積立金	225,509,959	225,509,959	0
土地改良事業積立金	151,439,082	151,439,082	0
役員退任功労金積立金	3,532,825	3,532,825	0
職員退職給与積立金	16,277,645	16,277,645	0

※複式簿記へ移行するため、特別会計は残金をすべて一般会計に繰出して令和2年度をもって廃止しました。

令和2年度 財産目録

(単位：円)

(1) 資産の部		(2) 負債の部	
1. 流動資産	787,540,395	1. 長期負債	457,793,215
・現金及び預金	787,206,402	・株式会社 日本政策金融公庫（143件）	429,982,263
・未収賦課金	94,993	・となみ野農業協同組合（10件）	19,635,952
・特定資産（出資金）	239,000	・全国土地改良事業団体連合会（3件）	8,175,000
2. 固定資産	29,253,425	2. 短期負債	566,770,456
・土地（鷹栖・金屋地区）	14,131,759	・農地転用決済金	37,204,152
・機械器具 車輛 2 台	2,846,620	・基本財産積立金	157,680,161
・備品 事務所備品	12,275,046	・地区委員会運営積立金	219,800,591
資産合計	816,793,820	・土地改良事業積立金	134,819,082
		・役員退任功労金積立金	988,825
		・職員退職給与積立金	16,277,645
		負債合計	1,024,563,671

■組合員のみなさまへ

決算関係書類を組合員のみなさまへ公表しております。令和3年度決算分は、令和4年6月30日から公表いたします。当土地改良区事務所で閲覧できますので、ご希望される方はお問い合わせください。

第36回 臨時総代会 開催

開催日 令和3年11月20日(土)

場 所 砺波市庄川生涯学習センター

総代数 89名 出席者数 80名

議 長 松原 哲男総代

付議事項

議案第11号 令和2年度事業報告、一般会計及び特別会計収支決算並びに財産目録

議案第12号 令和3年度事業計画の変更及び収支補正予算

議案第13号 令和3年度長期借入金及び短期借入金の借入変更について

※ 上程された議案はすべて議決されました。



令和3年度 施工工事の紹介〈工事完成写真〉

県単独農業農村整備事業 東般若16号農道整備工事（砺波市東保地内）



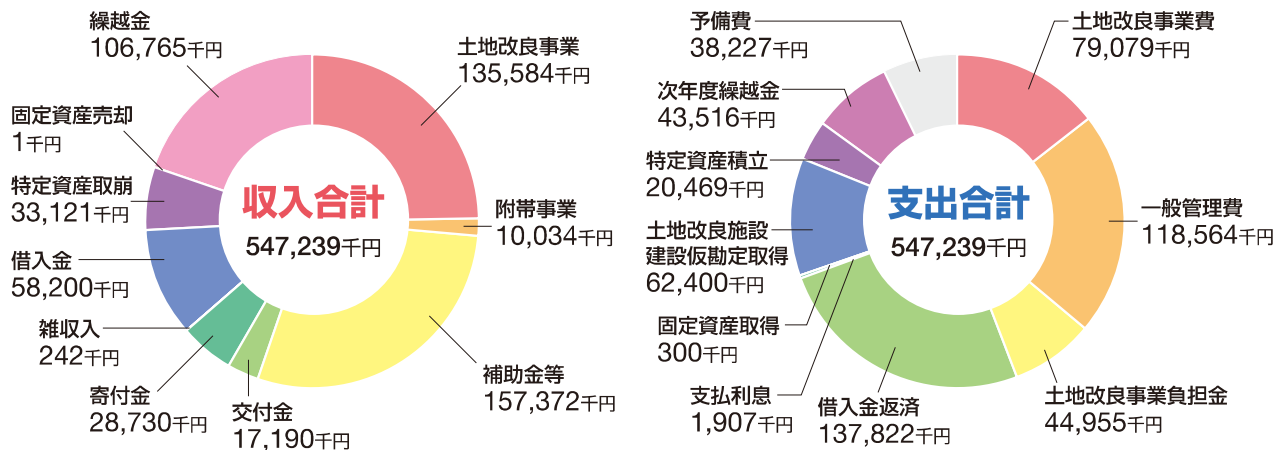
維持管理適正化事業 野村島17-1号 排水路その1整備工事（砺波市野村島地内）



県単独農業農村整備事業 東野尻地区水路安全施設整備工事（砺波市苗加地内）



令和4年度収支予算



基本財産及び特定資産の令和3年度決算見込み額

名 称	令和4年度(期首)
基 本 財 産	140,000,000円
特 定 資 産	551,387,000円
職員退職給付引当積立資産	18,019,000円
役員退任功労金積立資産	1,489,000円
運 営 積 立 資 産	313,652,000円
土 地 改 良 事 業 積 立 資 産	218,227,000円

令和4年度 賦課金納入について

令和4年度の当土地改良区の賦課金は下記のとおりとなっておりますので、お知らせします。

賦課基準日 令和4年4月1日現在の土地原簿に記載された土地の地積による。

賦課徴収額 各地区委員会の賦課金の単価による。

徴収時期

《第1期》 納期 令和4年6月30日

経常賦課金(事務所費)	50%
経常賦課金(事務所費以外)	100%
特別賦課金	50%

《第2期》 納期 令和4年11月30日

経常賦課金(事務所費)	50%
特別賦課金	50%

※年賦課総額が20,000円未満の場合は、第1期に全額徴収させていただきます。

※口座振替の手続きをされている方は、領収書は通帳の記帳をもって代えさせていただきます。

県営農地整備事業 南般若地区 完工式



県営農地整備事業(経営体育成型)南般若地区の完工式が令和3年11月3日、南般若地区ふれあいセンターにおいて約70人の関係者が出席して執り行われました。

平成26年度から7年間の歳月をかけ総事業費11億7千5百90万円を投じて用排水路等が整備されました。

施行前後の現地映像がダイジェストで放映され、出席者の関心呼びました。

事業概要

所 在 地	砺波市東石丸外
受益面積	155.1ha
事 業 費	1,175,900千円
事業期間	平成26年度から令和2年度
負担区分	国50% 県27.5% 市11% 地元11.5%

※地元負担については、農地の集積集約の達成状況に応じて軽減されます。

第37回 通常総代会 開催

開催日 令和4年3月12日(土)

場 所 砺波市庄川生涯学習センター

総代数 89名 出席者数 81名 議長 松本 正裕総代



付議事項

- 議案第1号 令和3年度事業計画の変更及び収支補正予算(第2回)
- 議案第2号 県営土地改良事業計画について
- 議案第3号 定款の一部変更について
- 議案第4号 規約の一部変更について
- 議案第5号 会計細則の新設について
- 議案第6号 地区除外等処理規程の一部変更について
- 議案第7号 令和4年度事業計画及び収支予算
- 議案第8号 令和4年度組合費の賦課及び徴収方法について
- 議案第9号 令和4年度長期借入金及び短期借入金について
- 議案第10号 令和4年度引当資産及び積立資産並びに余裕金の預入先について
- 議案第11号 令和4年度役員報酬及び費用弁償について
- 議案第12号 令和4年度農地転用等地区除外決済金について

※上程された議案はすべて議決されました。

令和3年度 役員退任功労者表彰

令和3年4月28日 第1回理事会において、役員として長年にわたり土地改良事業の推進にご尽力された方々に対し、吉田理事長から表彰状が贈られました。

()内は在任年数

表彰者

山田 真生
(16年2ヶ月)

太田 英将
(16年2ヶ月)

永田 俊満
(8年)

吉岡 敏明
(8年)

田中 勲
(8年)

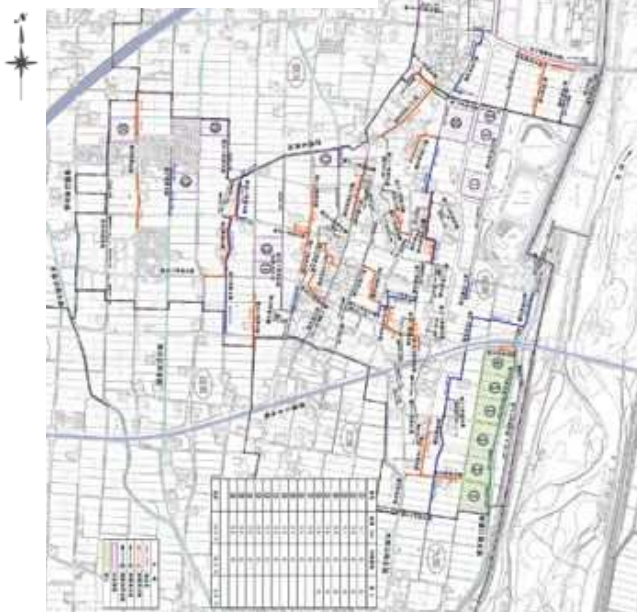
石黒 和夫
(8年)

荒川 弘章
(8年)

新規事業 県営農地整備事業 柳瀬地区

事業概要

所在地	砺波市柳瀬、東開発、下中条
受益面積	102.0ha
事業費	800,000千円
事業期間	令和4年度から令和9年度
負担区分	国50% 県27.5% 市11% 地元11.5%

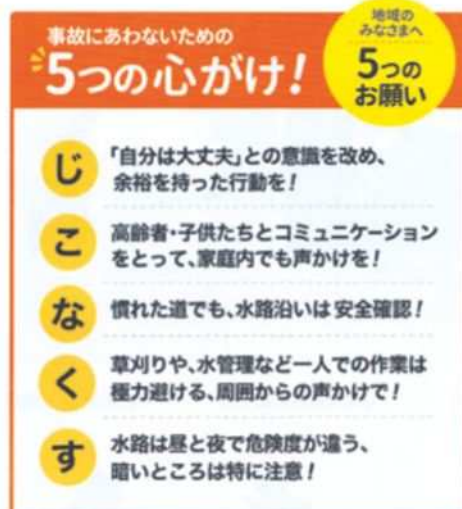


本地区は、昭和46年～51年に団体営ほ場整備事業で、標準区画20a～30aに整備された地域である。

事業完了から既に45年が経過しており、近年用水路の老朽化が著しく、維持管理に多大な労力と経費を費やしていると共に、ほ場の軟質化を助長している。更には、排水路の冠水被害も発生するなど、営農に支障をきたしている。

また、高収益作物の栽培の拡大、さらなる担い手への農地集積・集約を図るうえで、基盤整備が必要になっている。このため、本事業により農業用排水施設の機能を回復させ、一部区画の大区画化等を進めることにより、担い手への農地集積・集約を促進することで農業経営の効率化・安定化を図る。





お 願 い

次のようなときは、必ず土地改良区に届出をしてください。

(届出用紙は、事務所に準備してありますので必要な方はお電話ください。)

◎組合員の資格に移動があった場合

- ・組合員の住所や組合員名を変更するとき。
- ・農地の売買、交換、贈与等で名義変更をされたとき。
- ・農業者年金の受給又は、老齢等で後継者に経営移譲するとき。
- ・組合員が亡くなれば農地を相続されたとき。

※これらの場合は、土地改良法により通知が義務付けられています。市や法務局等の公共機関で手続きを行っても直接土地改良区に届出がなければ台帳等の修正は行われませんので、ご注意ください。

◎土地改良施設を使用する場合

- ・土地改良施設を農業用以外の目的で使用する時(水路を横断する橋梁の設置等)は、土地改良区への届出が必要です。他目的使用申請書の提出及び使用料を納付していただきます。

◎農地を転用する場合

- ・農地を転用するときは、農地転用等の通知書、地区除外申請書及び組合員資格得喪通知書の書類を提出してください。農地転用決済金の納付も必要です。
- ・土地改良区では、その転用により土地改良事業の受ける影響を調査検討したうえで「意見書」を交付します。

◎農地を公共用地(道路・河川・宅地等)に買収された場合

- ・地区除外申請書及び組合員資格得喪通知書の提出と農地転用決済金の納付が必要となります。

※これらの手続きが行われないと、土地改良区の地区から除外されずいつまでも賦課金が生じますのでご注意ください。

※「決済金」徴収の趣旨は、残存農地が将来過重負担にならないように土地改良法第42条及び地区除外等処理規程により事業負担金及び長期負債借入金並びに施設の維持管理費等の負担額を一時払いをもって決済していただくものです。

令和3年度「水の事故・ゴミ捨て防止」
— 農業用水って何だろう? —
標語部門 優秀賞〈富山県知事賞〉受賞

守ろう 用水が育むきれいな農村

工事係長 谷内 芳光



砺波市土地改良区

事務所 〒932-0314 富山県砺波市庄川町青島401番地
(砺波市役所庄川支所内)
TEL (0763)82-5801 FAX (0763)82-5826
HP <https://www.tym-midori.net/tonamishi/>

令和4年3月31日現在

受益面積 4,690.6ha 組合員数 5,605人
関係市町村 砺波市、高岡市、小矢部市、南砺市、富山市
組 織 総代 88名…任期 令和3年2月25日から令和7年2月24日
理事 21名・監事 4名
…任期 令和3年4月1日から令和7年3月31日